

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う「ガス料金」の支払期日に関する特別措置について

新型コロナウイルス感染症により、亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますと共に、感染された皆様や生活に影響を受けている皆様へ心よりお見舞いを申し上げます。

高松産業（株）では、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部から発出されました「生活不安に対応するための緊急措置」及び経済産業省から発出されました「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請について」を受け、休業や失業等の事由により「緊急小口資金」等の特例貸付の適用を受けられたお客様からお申し出を頂いた場合のみ、次のような特別措置を講じますのでお知らせ致します。

### 1. 特別措置の対象となるお客様

弊社とガスを契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「緊急小口資金」・「総合支援資金」の貸付（※1）を受け、本特別措置適用のお申し込みを頂いた弊社のガスのお客様。

### 2. 特別措置の内容

2020年3月検針分（※2）及び4月検針分のガス料金の支払期限（※3）をそれぞれ1ヶ月間延長させていただきます。

### 3. 適用開始日

2020年4月9日（木）～

※お申し出受付開始日は、4月9日（木）からと致します。

### 4. 特別措置のお申し込み方法

特別措置の適用には、別途お申し込み手続きが必要となります。

お申し込みの際、「緊急小口資金」・「総合支援資金」の貸付を受けた際に発行される「貸付通知書」を用いて確認手続きが必要になりますので、予めご了承下さい。尚、お申し込みの詳細につきましては、下記までご相談下さい。

※1：「緊急小口資金」・「総合支援資金」については、厚生労働省『生活福祉資金貸付制度』をご確認ください。

※2：支払期限日が、2020年4月9日（木）以降となるものに限りです。

※3：通常のガス料金の支払期限は、ガスの検針日の翌日から起算して50日目となります。

高松産業株式会社 ホームライフ事業部 お客様センター

0120-889-294

受付時間 平日 あさ9時～よる6時

FAX：092-510-7294 E-mail：[info@hottaka.jp](mailto:info@hottaka.jp)

